

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の皆伐面積の限界 (治山林道課)	1
正誤	
○正誤 (平22・5・14付け 告示ほか)	3

告 示

高知県告示第670号

森林法施行令 (昭和26年政令第276号) 第4条の2第3項の規定により、平成22年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成22年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	514.89
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	767.18	194.08
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	203.30
4 夜須川	香南市	1.90	2.46
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	800.46	103.33

6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,517.36	75.32
7 鏡川	高知市の一部	164.86	8.93
8 本川地区	いの町の一部	634.96	15.94
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	617.68	116.16
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	122.86	113.10
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,524.52	166.58
12 伊与喜川	黒潮町の一部	40.81	39.33
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,366.14	355.88
14 大方地区	黒潮町の一部	78.94	78.48
15 松田川	宿毛市の一部	130.72	164.05
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.32	42.88
17 土佐清水地区	土佐清水市 (下ノ加江を除く。)	173.70	162.16

	く。) 大月町		
計		8,364.27	2,356.87

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.70
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	61.94
2 中央東林業	高知市 南国市 香南市	3.38

事務所管内	香美市	
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.94
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.94
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計		148.08

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・5・14	号外19号	○告示	5	左 (33)	<u>水源のかん養</u>	土砂の流出の防備
平22・6・11	9245	○告示	3	右 (42)	長岡郡大豊町葛原字コラスケ2325の1 <u>(次の図に示す部分に限る。)</u> 、2325の3	長岡郡大豊町葛原字コラスケ2325の1、2325の3
		○告示	4	左 (6)	ウ 間伐 <u>その他特別の場合に係るものは</u> 、次のとおりとする。	ウ 間伐 <u>に係る森林は</u> 、次のとおりとする。
				左 (9～11)	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)
		○告示	5	右 (20)	吾川郡仁淀川町用居字ナガノヂ丙20 <u>(次の図に示す部分に限る。)</u>	吾川郡仁淀川町用居字ナガノヂ丙20
平22・7・30	9259	○告示	2	中 (26・27)	高岡郡四万十町井崎字ウシヲトシ1133の94、 <u>1133の100</u> 、1133の111から1133の113まで、字清水1139の1	高岡郡四万十町井崎字ウシヲトシ1133の94、 <u>1133の100</u> から1133の113まで、字清水1139の1
平22・10・1	9277	○告示	1	右 (15)	宿毛市新港706番4地先の公有水面	宿毛市新港706番4地先の公有水面
				右 (17～19)	次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1とを結ぶ平成17年1月12日付け高知県指令16高港湾第390号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DLプラス1.89メートルにより決定)により囲まれた区域	次の各点を順次に直線で結んだ線及び点3と点1とを結ぶ平成21年秋分の日満潮位(DLプラス1.97メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
				右 (20～23)	点1 池島灯台(北緯32度55分13秒・東経132度41分09秒)から271度10分45秒669.14メートルの地点 点2 点1から89度54分01秒0.70メートルの地点 点3 点2から179度54分01秒24.50メートルの地点 点4 点3から239度27分15秒6.55メートルの地点	点1 池ノ島燈台(北緯32度55分01秒・東経132度41分18秒)から271度10分45秒669.14メートルの地点 点2 点1から89度54分01秒0.70メートルの地点 点3 点2から179度54分01秒24.50メートルの地点
				右 (28)	宿毛市新港703番、704番及び706番4の地内並びにこれらの公有水面	宿毛市新港706番4地内及び同地先の公有水面
				右 (32・33)	点A 池島灯台(北緯32度55分13秒・東経132度41分09秒)から272度58分42秒649.91メートルの地点	点A 池ノ島燈台(北緯32度55分01秒・東経132度41分18秒)から272度58分42秒649.91メートルの地点

				右 (35)	点C 点Bから270度00分00秒40.00メートルの地点	点C 点Bから90度00分00秒40.00メートルの地点
平22・11・2	9286	○告示	4	左 (6)	5.0	5.1